

土木森林環境委員会 県外調査活動状況

1 日 時 平成20年8月25日(月)～8月27日(水)

2 出席委員(7名)

委員長 山下 政樹

副委員長 堀内 富久

委員 皆川 巖 鈴木 幹夫 樋口 雄一 白壁 賢一 仁ノ平尚子

3 欠席委員

深沢登志夫

4 調査先及び調査内容

(1) 【熊本県庁(水とみどりの森づくり税、産業廃棄物税、
ユニバーサルデザイン住宅推進制度及びユニバーサルデザイン建築推進事業)】

主な質疑

水とみどりの森づくり税

問) 不況が長引く中、税の導入に当たってどのように県民の理解を得たのか。

答) 県民に対しては、こういうことで税を導入したいというものを示して、アンケート等を実施した。経済団体、市町村、税理士会等に対しては、直接説明して廻った。このような作業を平成16年度に行った。

県民からは、「新たに税を取るのは、けしからん」みたいな意見や、「こういう方向でやってくれ」という意見等いろいろあった。

このアンケートは、県政モニターやイベントの参加者に対して行った。内容は、「税が必要だと思いますかと思いませんか」という聞き方はせず、「導入をするとしたら税率の500円は高いですかどうですか」という聞き方をした。

問) 山梨県は全国ミネラルウォーターのシェアの60パーセント近くを占めているが、そのミネラルウォーター税さえ、山梨県ではかなり論議を重ねてきたが、できない状況。熊本県ではミネラルウォーター税の話は出なかったか。

答) 導入に当たって、最初は水源税という形で検討を始めたが、目的税として水の受益者を捕捉するのは難しいということで、森林に着目した。現時点ではミネラルウォーター税的な話はない。

問) 針広混交林化促進事業という事業があるが、広葉樹はどういう形で植樹をするのか。

答) この事業は苗木を植えない。通常2割くらいのところ4割くらい間伐を行って、光環境をよくしてやると、自然に草が生えてきて、そのうち灌木が生えてくる。

県の南部ではシカによる被害が大きく、光環境をよくしてやって出てきたものをシカが食べてしまい、なかなかうまくいかないという状況もあるので、今年からシカ被害対策についてもこの税で対応するような事業を組んでいる。

問) 税導入による県民意識の変化や問題等について教えてほしい。

答) 5年を目途に見直しの検討を行うこととしており、どういう効果があったのか、今のままでいいのか、事業の方向性を変えるべきか、負担額はこれでいいのか等についてはこれからという段階。ただし、税そのものに対する反対が大きくて、今後の5カ年の実施が非常に難しいというような状況ではない。

問) この税が充てられる11事業の予算の比率はどうなっているか。4億7千万円の予算配分はどうなっているか。

答) 針広混交林化促進事業が3億6千万円で、かなりのウエートを占めている。その他に、皆伐放棄地対策事業が3600万円、上下流連携森林整備促進事業が1800万円、学びの森活動推進事業が1000万円となっている。重要水源林等公有化事業は19年度から要望がなく休止している。

問) シカについてはどうか。

答) シカの頭数管理や捕獲については環境生活部の予算。農林水産部ではシカの防除等の予算を計上しており、これについては今年からこの税で対応している。国交省事業の中で造林や間伐の作業と一体となって行うものは、国交省事業で対応している。

問) 事業メニューについては、17年4月当初から提供していたのか。

答) 具体的なメニューまでは示していないが、大まかに針広混交林化みたいな話はしており、こういう事業を考えていて、試算でこのくらいの予算が必要で、そのために税額として500円必要ということを示している。

問) シカ以外に鳥獣の個体管理をかなりしなければならない状況なのか。

答) 森林サイドから言えば、シカによる被害が一番大きい。農作物のサイドから言えば、虫による被害が大きい。サルは阿蘇方面であるが、なかなか撃つ人がおらず、駆除そのものが難しい。

問) 事業の中には税導入以前からやっていたものもあると思うが、どうか。

答) すべて税導入後始めた事業。水源林公有化事業については、単発で過去にやったときはあったようだが、継続事業としてはやっていない。

問) 国の事業と重なっている部分もあるのではないか。

答) 全く重なっているという事業はないと思う。すみ分けは行っている。

問) 山梨は森林県だが、販路がない。販路拡大のために、この税を使ってはいないのか。

答) 税導入の趣旨として、通常的林業予算では足りないということで、新たな施策として公益的機能に着目して導入しているということを説明しているため、この税を通常的林業ベースの方にもっていくことはできない。

産業廃棄物税

問)九州ではほぼ同時期に導入したのか。

答)ほぼ同時期で足並みをそろえて実施した。ただ、南九州の2県が最後帳尻を合わせる形で対応した。福岡県が主体となって行った。

問)税の使い道で、管理型最終処分場立地交付金事業の19年度の実績はないということだが、これまでの実績はどうか。

答)管理型最終処分場立地交付金は新設又は増設された管理型最終処分場が存在する市町村に対する交付金で、実績がなかったということは、イコール新設又は増設がなかったということで、20年度は工事が進められているので、交付予定である。単に実績がなかったのは、工事は進んでいるが供用開始がなかったということ。

ユニバーサルデザイン住宅推進制度

問)年間の利用件数がまだまだ少なく、周知不足を主な理由としていたが、年間の新築住宅数はどのくらいか。

答)建築確認が必要なものが6000から8000件、建築確認が不要なものが3000から4000件で、年間1万件くらい。それからいっても4件というのはあまりにも少なく、検証の時期にきているものと思う。ただし、金融機関も支援機構もこの制度を廃止しようという話にはなっていないので、どういう形で推奨していきたい。

問)UDが標準仕様となるような施策等はしていないのか。

答)住宅フェアの折りには土日に行って、制度やリフォームのやり方等を含めてPRしている。また、光の森という住宅団地があり、UD住宅のモデル団地として整備している。

問)県職員がこの制度を積極的に利用することによりPRするということはしていないのか。

答)今の県の施策にのるということではなく、UDの必要性を職員自らが承知するかどうかということだろうと思う。職員向けにPRするというのも一つの方法かもしれないが、UDの必要性等については前知事の一つの施策でもあるので、皆さん十分承知していると思う。

問)特に住宅については、ユニバーサルデザインという言い方はせず、実際にはバリアフリー。今は何でもかんでもユニバーサルデザインでくくってしまっているの、一般の人はよく分からなくなってしまう。その辺はどうなのか。

答)何らかの障害、バリアが元々あって、それをなくそうというのがバリアフリー、ゼロからの出発点であれば、だれもが使えるということでユニバーサルデザインというすみ分けでこれまできている。

ユニバーサルデザイン建築推進事業

問)ユニバーサルデザイン建築物整備促進事業の補助制度を利用できない市町村もあるのか。

答)約60パーセントの市町村でこの補助制度の要項を作っている。要項を作っていないところは、財政的な理由が大きい。



(2)【熊本市議会(熊本城復元整備事業)】

主な質疑

問)予算の構成について、まちづくり総合支援事業では50パーセント、まちづくり交付金になって40パーセントで、全体的に30パーセントくらいの補助ということだが、もう少し補助がきたのかと思ったのだが。

答)城は非常に高価なものであり、仮に城を建てた金額が10億円だとすると、国交省からするとそういう高価なものに対して2分の1の補助はだめだということであった。そこで、10億円の建物を今風に建てたらいくらかということで別設計をした。例えば木材の質を落としたり、飾り金具など必要のない高価なものを落として、仮想設計した額が6億円だとすると、その6億円の2分の1の3億円を補助するという複雑な工程でやっている。

問)公園整備事業で先に行ってその裏負担で何かを付けたとか、まち交と何かをプラスしたということはないのか。

答)まち交自体は、熊本城の復元だけでなく、周辺道路の整備等の街路事業もある。エリアを決めて、そのエリアに含まれる事業がまち交の対象となっている。

問)事業主体の熊本市はどのくらい負担しているのか。

答)起債をのぞき、10年間で一般財源から17億円くらい。

質疑後、熊本城の視察を行った。



(3) 【有限会社鳥栖環境開発総合センター（食品廃棄物や汚泥等を利用した
バイオマス総合利活用事業）】

概要説明の後、施設の視察を実施した。
質疑は、施設を視察しながら行った。



(4) 【佐賀県議会（建設工事入札契約制度の改正及び建設工事入札参加資格審査）】

主な質疑

問) 総合評価については、他県を例にしてやったのか、完全に佐賀県独自にやったのか。

答) 佐賀県独自ではなく、国や他県の状況を見ながら、佐賀県の独自性を追加した。

問) 一切指名競争入札はしていないのか。

答) 地方自治法施行令で250万円以下は随意契約できることとなっているので、250万円以下については見積合わせによる随意契約、それを超える部分はすべて条件付き一般競争入札となっている。

問) 条件付き一般競争入札と総合評価の比率はどのくらいなのか。また、最終的には、国交省が言っているように、総合評価の方に100パーセントに限りなく近くもっていくのか。

答) 件数的には、まだ条件付き一般競争入札の方が多い。予定としては順次拡大していく。19年度が約1630件あるので、今年度が19年度と同じくらいの件数とすると、このうちの100件程度が総合評価になる。

問) 山梨県の場合、今年10パーセント、来年30パーセント、再来年90パーセントの予定だが、これは遅いのか。

答) 総合評価については、工事毎に評議会を設けることとなっているので、その業務や外部委員に評価をお願いしているという関係があるので、そういった事務的な部分を整備しないと、件数だけでは議論できない。

問) 山梨県も非常に公共工事が減っているが、佐賀県の場合、ピーク時と比べて何パーセントくらいか。

答) 建設投資でみると、平成5年がピーク。今はその6割減くらいになっている。

問) 入札参加資格者も減っているのか。

答) 入札参加資格者数は減らしてきている。ただし、基準点という形でいくとぶれが生じる、思っていた業者数よりもぶれが生じるので、今回、順位制に変えている。

問) 山梨県では、大型物件がなくなってきた、なかなかAランクの仕事がないので、無理にBランクの仕事をねらってくるということが多いが、佐賀県はどうか。

答) それはないと思うが、例えばA級から特A級に移行したくないという業者があれば、留まりたい旨の申請をしてもらおう。順位的には特A級だが、A級に留まることができる。もともとA級だが、今回特A級に認定された、ただし、A級に留まりたいという場合が当てはまる。

問) 総合評価方式で、標準型と簡易型の差は何か。

答) 標準型と簡易型の差は難易度で分かれており、金額では分かれていない。県の発注者がこれは難しい工事だと思えば標準型にするが、標準型はほとんどなく、年間に3件あるかないかくらい。

問) 山梨県では、最初は標準型でかなりきたが、事務量が多くなってしまい、今は簡易型に移行しているが、佐賀県でもそのような傾向があるのか。

答) 佐賀県では最初から簡易型でスタートしている。20年4月からは、さらに簡易な簡易型Bとか特別簡易型という形で事務量の軽減を図っている。また、アウトソーシングしようということで、県のOBがいるようなNPOに事務を委託しようとして作業を進めている。

問) 最低制限価格の基準の80パーセントというのは、業者は成り立つのか。

答) 平成19年度までは最低制限価格制度で80パーセントに設定していた。地方中央公共広域業務連絡協議会の九州の下部組織において、3分の2から85パーセントの間というモデルが示されているが、佐賀県では、業者から80パーセントでは成り立たない、上げてくれという要望が確かにあった。いっばいまで最低制限をもっていくということについては、いろいろ考えるところもあり、今回、低入札価格調査で85パーセントにもっていった。ただ、失格基準は80パーセントのまま決めている。したがって、80から85パーセントの間について、実際に品質の確保ができるのか、下請けへの影響とかなくできるのかということについて18項目について書類を出してもらって審査するという形をとっている。ただし、今年度、20数件低入札価格調査の案件はあるが、クリアした案件はない。

問) 落札率の平均はどのくらいか。

答) 今年度は7月末までで88.2パーセントくらい。

問) 一般競争入札ということだが、地元の業者の育成はどうしているのか。

答) 行政区域として土木事務所が7つあるので、7つの管内という地域の条件を付けている。ただし、特A級については全県1区となっている。

答) 特A級は全県1区でやっているが、総合評価の評点をするとき地域貢献度を加味しているので、地域の業者はそこで点数をとる確率が高い。

問) 県外の大手ゼネコンについては、その辺で排除することができるのか。

答) 県外業者が入札参加する場合は、大部分がJVを県内で組むか、県内業者にそういう業者がいない工種とか、そういうものしかほとんどない。



(5) 【長崎県議会（美しいまちづくり推進事業）】

主な質疑

問) 例えば広告を直そうとしてもなかなか協力してくれないということがあるが、どのように対応しているのか。

答) 基本的には屋外広告物については、屋外広告物法に基づいて大きさが規制されるが、広告景観モデル地区については、大きさだけではなく、色彩やデザイン等も地区内で住民の合意を得てルールづくりをしている。

問) 住民意識の醸成はなかなか難しいが、どのようにしているのか。

答) 看板などのように、規制という方法でやっていく方法が1つある。ただし、実態としてマンパワーが足りないので、違法看板の除却が進まないという状況がある。

屋外広告物のモデル地区が現在3カ所あり、今後増やしていこうと考えているが、その地区では住民を入れて規定を自分たちである程度決めていき、それを県が指定している。それによって、かなり広告物としては整備されている。それはなぜかという、住民の意欲があったということもあるが、助成システムがあるので、助成の際アドバイザーを派遣して県が関与している。その成功事例を積み重ねていくしか今のところない。ただし、道路上の広告物はまた別で、規制するしかないと考えている。

問) 重点支援地区の認定については、15年からやっているということだが、どういう流れでやっていて、どのように地域的なバランスをとっているのか。また、説明のあったように、本当に市長が住民と一体となってやっていくのは難しいことだと思うが、実際のところはどうか。

答) 基本的に県内の各地域のバランスを考えながら、先導的な事例として10地区の配分を考えている。地元の取り組む熱意や住民参加が必要であるので、そういうものがあるところを市町を通じて調査している。そして、なろうとする場合には基本計画を作る必要があるので、まず基本計画を先行してやり、それに対する補助もある。その基本計画を作る中で、地元の合意形成をしながら進めていく。

問) ここは取りこぼしがあるのではないかと、あるいは、ここを認定してほしかったという要望はあるのか。

答) 実際には、同じ市町で2カ所したいということもあったが、県内のバランスを考えて1つの市町で1カ所ということで進めている。

質疑後、眼鏡橋及び袋橋の視察を実施した。

